第七条　総会

1　総会は、機関の基本的な意思決定機関であり、及びこの条約に別段の定めがある場合を除くほか、機関の全ての権限を有する。

2　総会は、加盟国のみで構成する。出席は、準加盟国及び賛助加盟員にも開放する。

3　各加盟国は、自国の代表の一人を総会の首席代表として指定する。

4　総会の通常会期は、三年ごとに一回開催される。

5　総会の臨時会期は、加盟国の三分の一が会期の招集を希望する旨を事務局長に通報したとき又は理事会が必要と認めたときはいつでも、九十日の予告をもって招集される。

6　総会の会合の定足数は、加盟国の過半数とする。

7　総会は、次のことを行う。

(a)　一般規則に従い、加盟国のうちから議長国及び副議長国を選出すること。

(b)　機関の全般的な政策及び戦略的な展望を決定すること。

(c)　機関の一般規則及び財政規則を審査し、及び承認すること。

(d)　次条の規定に従い、加盟国（議長国及び副議長国を除く。）のうちから理事会の理事国を選出すること。

(e)　一般規則に従い、加盟国の国民の中から事務局長を選出すること。

(f)　委員会及び補助組織を設置し、又は廃止し、並びにこれらの付託事項を審査し、及び承認すること。

(g)　機関の財政上の措置（その後の三年間の予算の概要並びに加盟国の分担金並びに準加盟国及び賛助加盟員の会費の額を含む。）を審査し、及び承認すること。

(h)　加盟国、理事会又は事務局長が総会に提出した報告及び提案を審議すること。

(i)　基準を承認すること。

(j)　準加盟国の地位について決定すること。

(k)　一又は二以上の加盟国が要請する場合には、賛助加盟員の地位について裁定を下すこと。

(l)　機関の目的の範囲内の事項について加盟国、準加盟国及び賛助加盟員に対して勧告すること。

(m)　国又は国際機関との協定を承認すること。

(n)　機関の目的の範囲内のその他の事項について決定すること。

第八条　理事会

1　理事会は、機関の執行機関であり、及び機関の活動の指揮について責任を有する。

2　理事会は、議長国及び副議長国並びに二十三の他の加盟国で構成する。

3　理事国は、一般規則に従い、総会の各通常会期において、投票によって選出される。理事国は、世界全体が代表されることを達成するため、原則として世界の各地域から選定されるべきである。

4　加盟国は、可能な限り、理事会において、自国の航路標識の規制、提供、維持又は運用について責任を有する国内当局の代表一名によって代表される。

5　理事会の会合の定足数は、十七の理事会の構成国（少なくとも議長国又は副議長国のいずれかが含まれなければならない。）とする。

6　理事会は、少なくとも年一回会合する。

7　理事会の構成国以外の加盟国は、理事会の会合に参加することができるが、投票権を有しない。

8　理事会は、次のことを行う。

(a)　総会が委任する任務を遂行すること。

(b)　総会が決定する全般的な政策、戦略的な展望及び予算の概要の範囲内で機関の活動を調整すること。

(c)　財政報告（年次予算を含む。）を審査し、及び承認すること。

(d)　賛助加盟員の地位について決定すること。

(e)　総会を招集すること。

(f)　機関の事業について総会に報告すること。

(g)　一般規則に従って理事会に提出される文書を審査すること。

(h)　総会の決定が必要な全ての事項について総会に付託すること。

(i)　勧告、指針、手引その他の有用な文書を承認すること。

(j)　他の組織に提出されるものを承認すること。

(k)　委員会及び補助組織の議長及び副議長を任命し、並びにこれらの事業計画を審査し、及び承認すること。

(l)　一般規則に定めるところにより機関の会議及びシンポジウムの場所及び実施年を決定すること。

(m)　職員規則を承認すること。

9　理事国は、議長国及び事務局長に通報した後、賛助加盟員に対し、運用上及び技術上の事項についての助言及び支援を提供するために技術顧問として理事会の会合に参加するよう招請することができる。

第九条　委員会及び補助組織

1　委員会及び補助組織は、機関の目的を支援する。

2　委員会は、次のことを行う。

(a)　事業計画において特定された基準、勧告、指針、手引その他の有用な文書を作成し、及び見直すこと。

(b)　航路標識の分野における進展を把握すること。

(c)　加盟国、準加盟国及び賛助加盟員の間で専門知識及び経験の共有を円滑にすること。

(d)　理事会が決定するその他の任務を遂行すること。

第十条　事務局

1　機関の常設の事務局は、事務局長及び機関の事業に必要な職員（承認された予算の範囲内に限る。）で構成する。

2　事務局長の任期は、三年とする。事務局長は、最初の任期に連続する二の任期（それぞれ三年間）まで再選されることができる。

3　事務局長は、総会又は理事会が発出する指導に従うことを条件として、機関の日々の管理について責任を有する。

4　事務局長は、第七条7(m)の規定に基づく総会の承認を条件として、国又は国際機関との協定の締結について責任を有する。

5　事務局の職員は、事務局長が決定する条件により、及び事務局長が決定する職務を遂行するために、職員規則に従って事務局長によって任命される。

6　事務局は、次のことを行う。

(a)　機関の事業が効率的に遂行されるために必要な記録を保管すること並びに必要な書類を準備し、収集し、及び配布すること。

(b)　一般規則に従い、理事会の指揮の下で、機関の財政を管理すること。

(c)　財政上の措置及び財政報告を準備すること。

(d)　機関の活動について、加盟国、準加盟国及び賛助加盟員並びに他の組織に常時通報すること。

(e)　総会、理事会、委員会及び補助組織の会合を開催し、及び支援すること。

(f)　理事会が承認した会議及びシンポジウムを開催し、及び支援すること。

(g)　セミナー、研究集会その他の行事を開催し、及び支援すること。

(h)　この条約、一般規則、総会又は理事会が委任するその他の任務を遂行すること。

7　事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たり、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指示を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、機関に対してのみ責任を負う国際公務員としての立場を損なうおそれのあるいかなる行動をも差し控えなければならない。各加盟国は、事務局長及び職員の責任の専ら国際的な性質を尊重すること並びにこれらの者がその責任を果たすに当たりこれらの者に影響を及ぼさないことを約束する。